

暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

1 「暴力団が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に武力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき